

柏崎刈羽原子力発電所 6 号機の 30 年以降運転における
長期施設管理計画の認可申請について

2025 年 12 月 24 日
東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

当所 6 号機（沸騰水型軽水炉、定格電気出力 135.6 万キロワット）は 1996 年 11 月 7 日に営業運転を開始し、2026 年 11 月 7 日に営業運転から 30 年が経過します。

当社は、同号機について、「原子炉等規制法*」に基づき、安全機能を有する機器・構造物に對して、長期施設管理計画を策定し、本日、原子力規制委員会に認可申請を行いましたので、お知らせします。

添付資料

- ・柏崎刈羽原子力発電所 6 号機長期施設管理計画認可申請の概要

*原子炉等規制法

発電用原子炉設置者は、その設置した発電用原子炉について最初に第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた日（運転開始日）から起算して三十年を超えて当該発電用原子炉を運転しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該三十年を超えて運転しようとする期間（十年以内に限る。）における当該発電用原子炉に係る発電用原子炉施設の劣化を管理するための計画（以下この条において「長期施設管理計画」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

（原子炉等規制法 第四十三条三の三十二 第 1 項）

以 上

長期施設管理計画の概要

劣化評価の方法及びその結果

- 通常点検や劣化点検
- 特別点検
- 技術評価

劣化を管理するために必要な措置※

- 追加保全策
 - 劣化管理プログラム
- ※物理的な劣化に対する措置（低サイクル疲労など）



技術の旧式化に対する管理

（設計の古さや製造中止品に対する情報収集、具体的な対応策などの非物理的な劣化への管理方法を定める）

劣化管理に係る品質マネジメントシステム

（劣化管理に関する計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを定める）

従来の高経年化技術評価※ とほぼ同等の内容

※安全上重要な機器等について、高経年化対策上、着目すべき経年劣化事象を抽出・評価し、現状の施設管理が有効かどうかを確認。必要に応じ、追加すべき保全策を抽出すること

長期施設管理計画の認可制度※ で新たに認可対象となった内容

※運転開始後、30年の時点から10年ごとに、その後の10年間、規制基準に適合した状態を維持できるか確認し、認可する制度